

# 見沼新時代へ

見沼田圃の将来像とセントラルパーク基本構想に関する提言



平成15年 3月  
見沼グリーンプロジェクト研究会

表紙：わたしが描く見沼田圃の将来（仮称）セントラルパーク アイディア募集  
小・中学生の部 最優秀賞「人と自然と動物は友だち」金子和佳奈さん

この提言書は、見沼田圃の将来像及びセントラルパーク基本構想について、2か年に及ぶ見沼グリーンプロジェクト研究会の検討内容をとりまとめたものです。

ここにその成果を提出します。

平成15年 3月 6日

さいたま市長 相川 宗一 様

見沼グリーンプロジェクト研究会

会長 田畑貞寿

## はじめに

平成13年5月、旧浦和・大宮・与野の3市合併により誕生した「さいたま市」には、首都圏レベルでも貴重な大規模緑地空間である見沼田圃地域（約1260ha）の約95%があります。

市では現在、策定中の総合振興計画において、環境・アメニティの分野の方向性を「見沼田圃や河川など、自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出を進めながら、多様な生態系の保全を図ります。また、緑と水の拠点づくりやネットワーク化などによってその活用を図ります。」としております。そして見沼田圃の理想的な姿、その実現化に向けての様々な取り組み、またそれらを先導する合併記念事業としてのセントラルパーク構想の検討を進めています。

見沼グリーンプロジェクト研究会は、こうした背景に基づき、見沼田圃の将来像とその実現化方策及びセントラルパーク基本構想について検討するために、平成13年11月に発足、この間計6回の研究会を開催し、同時に進めている調査・計画立案への助言、提案を含めて、検討を進めてまいりました。検討を進めるに当たり、私たちが最も重要であると考えたことは次の4点です。

見沼100年構想ともいえる長期的な視野に立ち、見沼田圃全体を新たな緑地として、市民と行政が協働してつくりあげ育てていくこと。

約1260haの広さの見沼田圃の自然環境、農業、歴史、文化、人々の関わりなど「見沼らしさ」を将来に伝え、発展させていく方法を提示すること。

こうした長期的な視野に立ち、(仮称)セントラルパークは見沼田圃の保全・活用・創造のモデルとして、象徴的かつ波及効果のあるプロジェクトとしていくこと。

上記の3点を踏まえ、ハード面とソフト面でのシステム・プログラムを具体化し、見沼田圃にふさわしいプロジェクトとしていくこと。

そして「市民と行政が協働でつくりあげる」ことを意図し、ワークショップ、アイデア募集、シンポジウムの開催とアンケートの実施などにより、計画への反映を行いました。また、研究会の中間提言の公表を行い、市民の皆様から貴重なご意見をいただき、成果に盛り込んでいます。

本提言書は「見沼新時代へ」と題し、以上のような経緯と視点から、見沼田圃の将来像とセントラルパーク基本構想をとりまとめたものです。今後、この提言書が、見沼田圃の将来像及び(仮称)セントラルパークについての計画立案、施策展開の指針となり、主旨を生かして十分に活用されることを期待いたします。さらに、その推進に当たっては様々な問題が予想されることから、今後も研究会などの場において継続して検討していく必要があると考えます。

最後に様々な創意に富んだアイデア、見沼田圃を愛する深い思いを寄せられた多くの市民の方々をはじめ、研究会にご協力いただいた関係各位に深く感謝いたします。

見沼グリーンプロジェクト研究会

# 目次

## 第1章 見沼田圃の将来像

1. 見沼田圃の歴史	
(1) 自然の時代.....	2
(2) 溜池の時代.....	2
(3) 田圃の時代.....	3
2. 見沼田圃の位置づけ	
(1) 見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針.....	4
(2) 首都圏での位置づけ.....	4
(3) 埼玉県での位置づけ.....	5
(4) さいたま市での位置づけ.....	5
3. 見沼田圃の現況と課題	
(1) 現況.....	6
(2) 課題.....	13
4. 見沼田圃の将来像	
(1) 基本理念.....	16
(2) 基本方針.....	17
(3) 将来像 水と緑のネットワーク .....	18
5. 実現化方策 .....	21

## 第2章 セントラルパーク基本構想

1. 計画条件の整理	
(1) 計画の目的.....	26
(2) 計画エリアの選定.....	26
(3) 計画エリアの現況.....	27
2. 基本的考え方	
(1) (仮称) セントラルパークの役割 .....	28
(2) 候補地の選定.....	31
3. 具体化の方向 .....	32

## 資料編

資料1：見沼グリーンプロジェクト研究会等の経緯.....	36
資料2：見沼グリーンプロジェクト研究会設置要綱.....	38
資料3：見沼グリーンプロジェクト研究会の構成.....	39
資料4：市民意向のまとめ.....	40
資料5：用語解説.....	42

# 第 1 章 見沼田圃の将来像

# 1. 見沼田圃の歴史

## (1) 自然の時代

### 海の入江の時代（縄文時代～）

古くは東京湾の海水が入り込む入江であり、そのころ形成された縄文時代前期の貝塚などの遺跡が数多く見られる。

### 沼・湿地の時代（弥生時代～）

約6,000年前を境に入江が後退し、荒川の下流が土砂で次第に高くなり東京湾と分離した沼や湿地となった。見沼は三沼、箕沼、御沼などとも表記されてきたが、これは当時沼であった名残りと考えられる。

また、氷川神社はこの広大な見沼を神池そのものに見立てた神社であり、高鼻の氷川神社、三室の氷川女体社、その中間の片柳中川の氷川神社（現・中山神社）の3社からなる壮大な規模の社であったともいわれている。



図 - 1 見沼周辺の氷川三社  
(出典：大宮のむかしといま / 大宮市)

## (2) 溜池の時代

### 農業用溜池の時代（1629年～）

徳川家康は、幕末の財政的基盤としての水田確保のため、伊奈半十郎忠治に見沼田圃を灌漑用水池とするように命じ、1629年（寛永6年）忠治は、見沼の両岸の最も狭くなっているさいたま市大間木の附島と川口市の木曾呂との間に堤を築いた。長さが8町（約870m）あったことから八丁堤と呼ばれている。この堤により、見沼中央を流れていた芝川がせき止められ、平均水深約1mの溜池（溜井）が完成した。

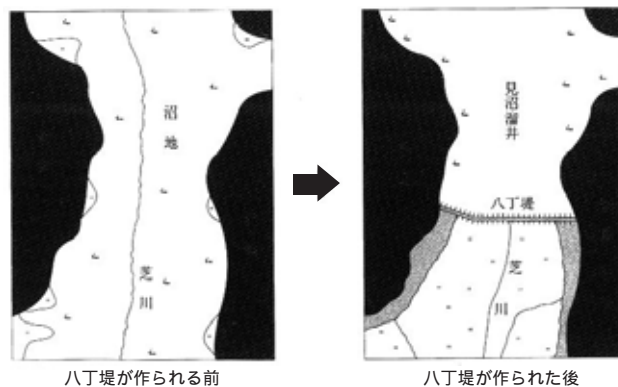


図 - 2 見沼溜池の形成  
(出典：見沼 その歴史と文化 / 浦和市立郷土博物館)

### (3) 田圃の時代

#### 水田の時代(1728年～)

8代将軍吉宗は、幕府の財政改革(享保の改革)のため、井沢弥惣兵衛為永に見沼溜池の新田開発を命じ1728年(享保13年)見沼溜池を干拓、代わりに利根川から見沼代用水西縁・東縁を掘って水を引くことにより、見沼は田圃として生まれ変わった。

以後、今日まで稲作が行われ、特に戦後は食糧増産を支える貴重な農業生産の場であった。



図-3 江戸名所図会：見沼干拓後の女体神社付近  
(出典：見沼 その歴史と文化 / 浦和市立郷土博物館)

#### 市街化予備地の時代(1950年～)

東京都市圏の拡大にあわせて、都市機能の充実を図るため一部住宅や学校・道路など公共施設への土地利用転換が行われ始めた。

#### 遊水機能重視の時代(1960年～)

1958年9月の台風22号(狩野川台風)により、見沼田圃全域にわたって湛水するとともに、下流地域の川口市市街地の大半が浸水し、大きな被害が発生した。この時、見沼田圃の遊水機能が大きな注目を浴び、1965年に見沼田圃の宅地化は原則として認めないとする『見沼三原則』が制定され、主に治水上の観点から開発抑制策が行われるようになった。

#### 畑作への転換の時代(1969年～)

1969年頃より米の生産調整が開始され、県や市の指導による稲作転換対策事業が始まった。

#### 土地利用混乱の時代(1980年～)

著しい都市化の進展に伴う開発圧力の増大や営農環境の変化などにより水田や斜面林・平地林・草地などが減少した。一方で、後継者不足から耕作放棄地も増加し、ゴミや建設残土の不法投棄が行われるなど土地利用の混乱が目立つようになった。

#### 保全・活用・創造の時代(1995年～)

1995年(平成7年)4月、『見沼三原則』に代わる新たな土地利用の基準として『見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針』が制定された。その中で買い取りや借受けを行うことにより、荒れ地の拡大や新たな開発の誘発を防止し、見沼田圃の保全を図ることを目的に1998年(平成10年)「公有地化推進事業」が始まった。



## 2.見沼田圃の位置づけ

### (1)見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針

近年における著しい都市化の進展や営農環境の変化などにより、見沼田圃に対する開発圧力が増大してきている。その一方で、首都近郊に残された数少ない大規模緑地空間として見沼田圃を保全していこうという動きが活発になってきた。こうした状況を踏まえ、県は、県・関係市（川口市・旧浦和市・旧大宮市）・議会の代表・農業団体の代表・学識経験者・地権者等の意見を聴き、将来における見沼田圃の土地利用について総合的な検討を行った。その結果、『見沼三原則』（昭和40年：見沼田圃農地転用方針）に代わる新たな土地利用の基準として、平成7年4月に『見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針』を策定した。

『見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針』では「見沼田圃を人間の営みと自然が調和を保つ地域として、また、市街地に近接した緑豊かな空間として、効率的・安定的に農業経営が行える場として整備するとともに、ライフステージに応じた自然とのふれあいの場として整備するなど、治水機能を保持しつつ、農地、公園、緑地等として土地利用を図る」ことが、見沼田圃における土地利用の基本的方向とされている。また、具体的な土地利用に当たっては、調整池の設置基準、緑化基準及び建築物等の面積・高さ等の基準に適合するほか、農業との調和に留意することや自然環境の保全・創造に配慮することが求められている。

### (2)首都圏での位置づけ

首都圏基本計画（平成11年/国土庁）及び首都圏整備計画（平成13年/国土交通省）では、首都圏の未来の姿を分散型ネットワークとし、地域整備の基本的考え方の中で、本市を含む東京都市圏北部について都市間の緑地の保全等自然環境との調和を図りつつ、環状方向の拠点群の形成を図るとしている。

また、首都圏の広域緑地計画構想（平成4年/建設省・環境庁・林野庁）では、本市を含む北西部近郊地帯は、内陸低地と台地の地域で、山林が少なく、農地が多いが、市街地の圧力が強く農地の減少が恒常的に続いており、首都圏における新たな地域構造形成のため、業務核都市を中心とした自立都市圏のそれぞれの近郊緑地の保全整備、市街地圧力の強い地域における開発とバランスのとれた広域的な緑地保全を図ることが重要であるとしている。

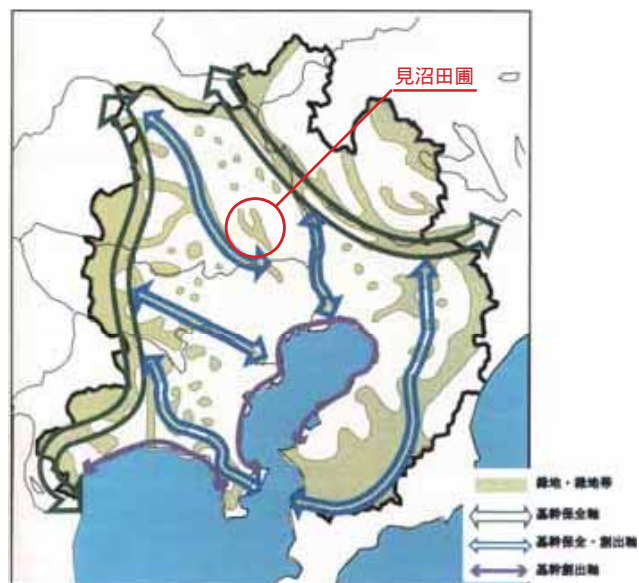


図-4 首都圏の広域緑地構造

(出典：自然特性に着目した開発保全計画手法調査報告/平成5年/建設省都市局)



### 3.見沼田圃の現況と課題

---

#### (1) 現況

##### 1) 土地利用

見沼田圃は東京から20～30km圏に位置し、南北は約1.4km、外周は約4.4km、面積はさいたま市1,199.4ha、川口市58.1haとなっており、合計約1,257.5haの緑地である。

平成13年度現在の土地利用現況及び平成9年度調査からの変化にみられる特徴は以下のとおりである。

##### <土地利用に見られる特徴>

- ・市街地に隣接したまとまりのある緑地を形成している。
- ・「畑」「田」をあわせた農地が全体の約40%（約500ha）である。
- ・緑地としての担保性の高い「公園・緑地等」が増加している。
- ・「河川・水路」に加え「第1調節池予定地」が加わり湿地空間が増加している。

##### <土地利用に見られる問題>

- ・「畑」「田」をあわせた農地が減少している。
- ・「荒地」が増加している。

##### <その他の着目点>

- ・「公共施設」の集中している場所がある。
- ・「宅地（住宅地・業務用地）」として利用されている場所がある。
- ・公有地化の集積している場所がある。

表 - 1 見沼田圃の土地利用現況 (平成13年度 / 土地利用現況調査)

区分内容	平成13年度										
	旧大宮市		旧浦和市		さいたま市		川口市		見沼全域		
	面積 (ha)	%	面積 (ha)	%	面積 (ha)	%	面積 (ha)	%	面積 (ha)	%	
田	77.8	14.3	17.0	2.6	94.8	7.9	1.8	3.1	96.6	7.7	
畑	172.7	31.8	240.8	36.7	413.5	34.5	7.8	13.4	421.3	33.5	
荒地	24.8	4.6	80.2	12.2	105.0	8.8	—	—	105.0	8.3	
宅地	宅地A	33.8	6.2	22.0	3.4	55.8	4.6	—	—	55.8	4.4
	宅地B	40.6	7.5	15.6	2.4	56.2	4.7	—	—	56.2	4.5
公共施設	39.9	7.3	29.1	4.4	69.0	5.7	0.2	0.3	69.2	5.5	
公園・緑地等	68.8	12.7	55.7	8.5	124.5	10.4	23.4	40.3	147.9	11.8	
樹林地	1.2	0.2	1.3	0.2	2.5	0.2	0.1	0.2	2.6	0.2	
その他	駐車場	2.6	0.5	—	—	2.6	0.2	—	—	2.6	0.2
	裸地	1.8	0.3	7.6	1.2	9.4	0.8	0.1	0.2	9.5	0.8
	道路	40.3	7.4	67.7	10.3	108.0	9.0	0.2	0.3	108.2	8.6
	河川・水路	39.0	7.2	49.9	7.6	88.9	7.4	1.4	2.4	90.3	7.2
	第1調節池予定地	—	—	69.2	10.5	69.2	5.8	23.1	39.8	92.3	7.3
合計	543.3	100.0	656.1	100.0	1,199.4	100.0	58.1	100.0	1,257.5	100.0	

注) 住宅A : 住宅地...戸建、マンション、住宅団地  
住宅B : 業務用地...事務所、事業所、工場等

表 - 2 見沼田圃の土地利用の変化 (平成9・13年度 / 土地利用現況調査より)

区分内容	平成9年度		平成13年度		増 減	
	面積 (ha)	%	面積 (ha)	%	面積 (ha)	%
田	104.1	8.3	96.6	7.7	7.5	0.6
畑	518.3	41.2	421.3	33.5	97.0	7.7
荒地	75.0	6.0	105.0	8.3	30.0	2.3
宅地	99.9	7.9	112.0	8.9	12.1	1.0
公共施設	64.6	5.1	69.2	5.5	4.6	0.4
公園・緑地等	73.6	5.9	147.9	11.8	74.3	5.9
樹林地	29.3	2.3	2.6	0.2	26.7	2.1
その他	292.7	23.3	302.9	24.1	10.2	0.8
合計	1257.5	100.0	1257.5	100.0		



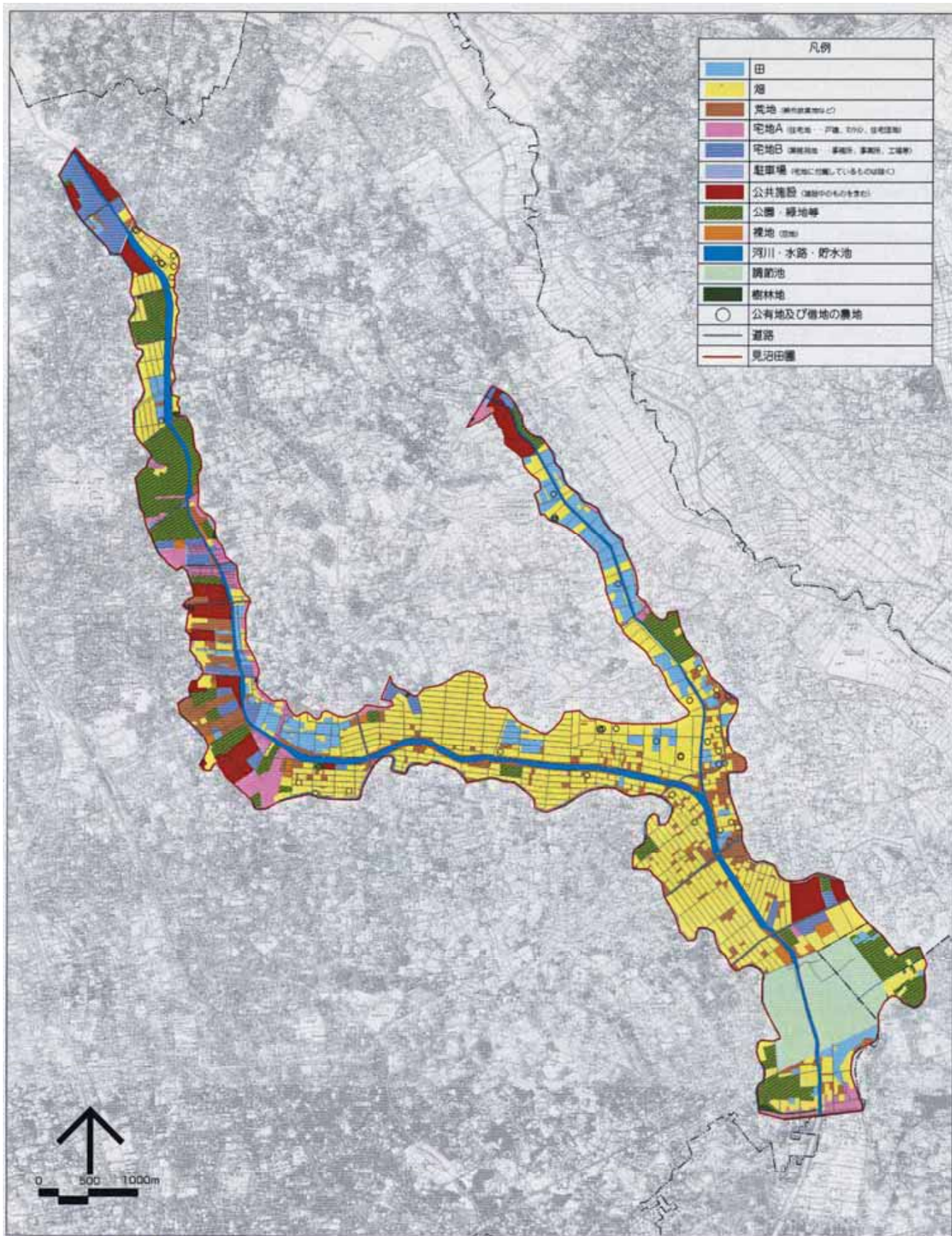


図 - 6 土地利用現況 (平成13年度 / 土地利用現況調査)



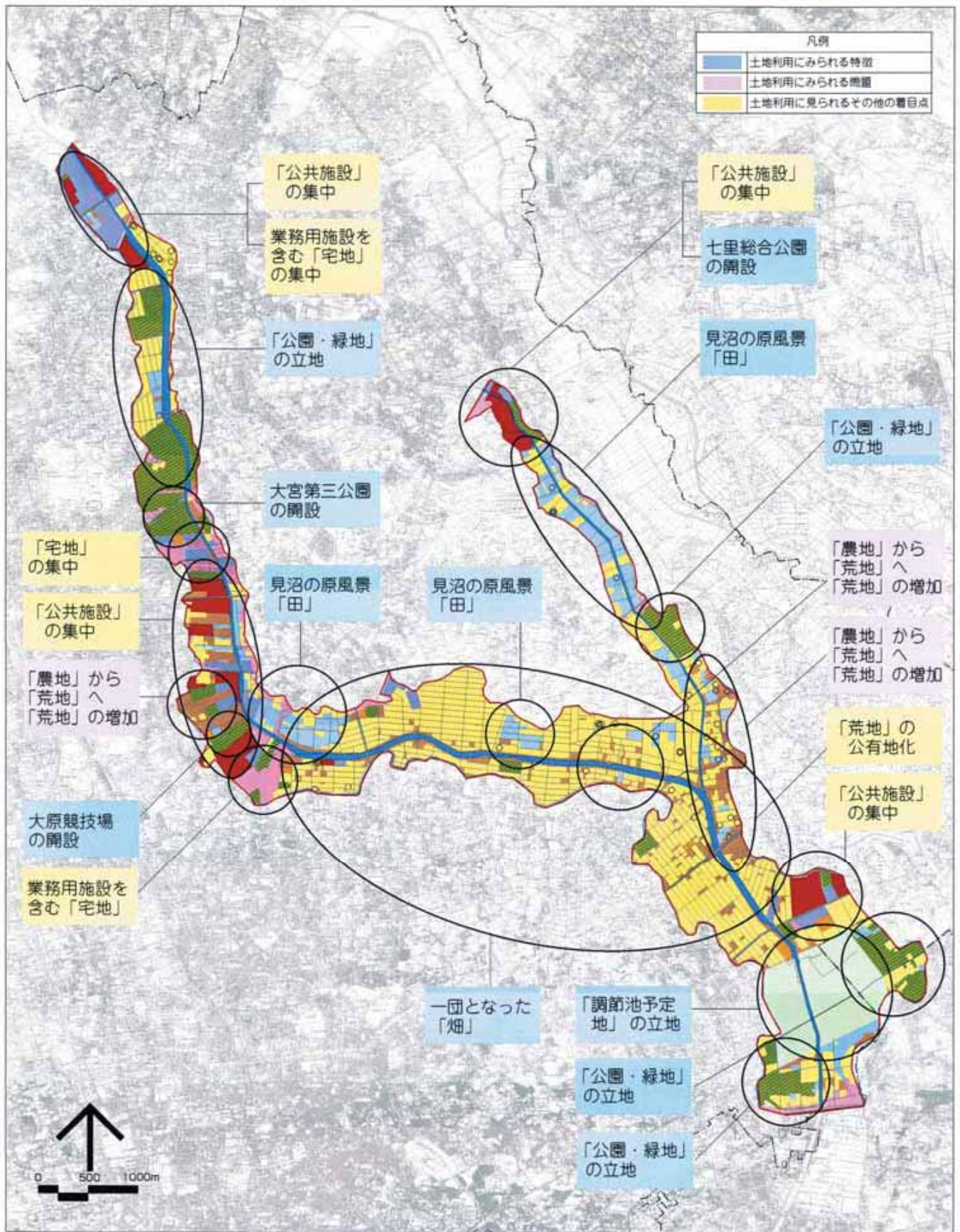


図 - 7 土地利用現況とその変化の整理

## 2) 農業

作物作付状況調査（平成9年夏/埼玉県）により、見沼田圃（川口市を含む）の農業の概要は、以下の通りである。

### < 作物作付状況 >

- ・切り花やツツジ類の苗木、盆栽用の植木等、「花・植木」が最も多く全体の約56%を占める。
- ・次いで、「野菜」がさといもを中心に約25%、「水稻」17%となっている。
- ・近年、耕作放棄農地も見られ、農地の流動化の推進などの遊休農地の解消が課題となっている。

### < 農地・農家の状況 >

- ・地区内の農家戸数は約1,700戸、地権者に占める割合は年々低下している。
- ・植木類を中心に地域特産物の生産を担う中核的農家の比率は18%と高い。
- ・従来の稲作から土地改良事業により転換畑とし、植木や野菜の作付体系へ変更しつつある。

### < 農業振興施策の実施状況 >

- ・見沼田圃は県南都市圏における貴重な大規模緑地空間として多面的機能を果たしているが、地域の実情に即した活用・保全の重要性が一層増大している。
- ・埼玉県では見沼農業振興特別対策事業、見沼田圃農業利用特別対策事業が実施され、生産基盤の整備や機械施設の導入、担い手の育成等を推進するほか、消費者と直接結びついた特色ある観光農園や市民農園の開設等が図られている。
- ・本市では見沼農業指導推進事業、見沼農業センター運営事業、見沼農業振興協議会の開催、公有地化農地利用促進事業などの見沼農業活性化対策事業のほか、見沼観光農業推進事業なども実施している。

## 3) 生物

見沼地域野生生物現況調査（平成4年度/埼玉県）等より、野生生物の生息状況を整理した。生物に関する特徴は以下のとおりである。なお調査実施より10年余りが経過しており、水田等の乾燥化や斜面林の開発など、生息・生育空間の変化に伴う生物数・種の変化については、今後把握していく必要がある。

### < 生息数・種が比較的多く確認された地域と概要 >

- ・加田屋地区、緑のトラスト保全1号地周辺、芝川第1調節池周辺で、斜面林等や草地・湿地（水田・休耕田等）を好むホンドイタチ・ホンドタヌキが確認されている。
- ・また、この地域では、カワセミ等の鳥類・アオダイショウ等の爬虫類・トウキョウダルマガエル等の両生類、スズムシ等の昆虫類の希少種が多く確認されている。

### < 生息数・種の確認が少なかった地域と概要 >

- ・東大宮操車場周辺やさいたま新都心の東側など樹林地や水辺といったまとまった生息・育成の場がほとんど見られない地域では、生物数・種とも少なくなっている。



#### 4) 斜面林

大宮台地の斜面林や芝川低地の平地林等の自然緑地は、ヒートアイランド現象の改善、大気汚染浄化等人間の生存に必要な環境保全の役割を果たすと同時に、武蔵野の原風景の一つである見沼田圃独特の里地の田園景観を作り上げ、農業の暮らしと文化を支えてきた。また、野生動植物の生息・育成環境としても重要な役割を果たしている。図-8は平成13年度調査における斜面林の分布と各斜面林の内容をまとめたものであり、斜面林全体としての特徴は以下のように整理できる。

##### <規模に見られる特徴>

- ・面積規模の小さな樹林(0.25ha未満)が多い。
- ・まとまりのある規模(2.00ha以上)の大きな樹林も見られる。

##### <植生に見られる特徴>

- ・農用林として利用されたコナラ等の落葉樹林が今も多く残っている。
- ・風害等を避けるためのシラカシ等の常緑樹林は屋敷林として残っている。
- ・明るい落葉広葉樹林として管理されている樹林ではエビネ・キンラン・ワニグチソウ等希少な草本類も見られる。

##### <分布に見られる特徴>

- ・樹林の比較的連続している場所が見られる。
- ・小規模な樹林が点在している。

#### 5) 歴史・文化

見沼田圃や周辺台地には、寺社や遺跡などの多くの文化財が存在し、竜神伝説と呼ばれる多くの説話や伝承がある。鷲神社の獅子舞などの伝統行事が現在も行われており、こうした歴史・文化の伝承を目的とした学習施設も一部整備されている。主なものは、以下の通りである。

##### <主な文化財>

- ・氷川神社(大宮の地名の由来ともなった2400年の歴史をもつ日本でも指折りの古社)
- ・氷川女体神社(寺社前に遺る磐船祭祭祀遺跡が湖水信仰を今に残す古社)
- ・中山神社(氷川神社と女体神社を結ぶ直線上のほぼ中央に位置する別名中氷川神社)
- ・国昌寺(「開かずの門」伝説で有名な木彫りの竜のかかる山門のある寺)
- ・見沼通船堀(かつての見沼代用水・芝川の舟運を支えた世界初ともいわれる閘門を復元)
- ・寿能遺跡(1560年3方を見沼の沼に守られた城として築城された寿能城の跡)

##### <主な歴史・文化施設>

- ・浦和博物館(郷土の歴史・文化やかつての見沼農業・見沼文化を紹介)
- ・旧坂東家住宅見沼くらし館(加田屋新田を開墾した坂東家の旧宅を復元)
- ・くらしの博物館民家園(旧武笠家表門、旧蓮見家住宅などを移築復元)
- ・シラサギ記念自然史博物館(かつての「野田のサギ山」に関する写真や資料を展示)



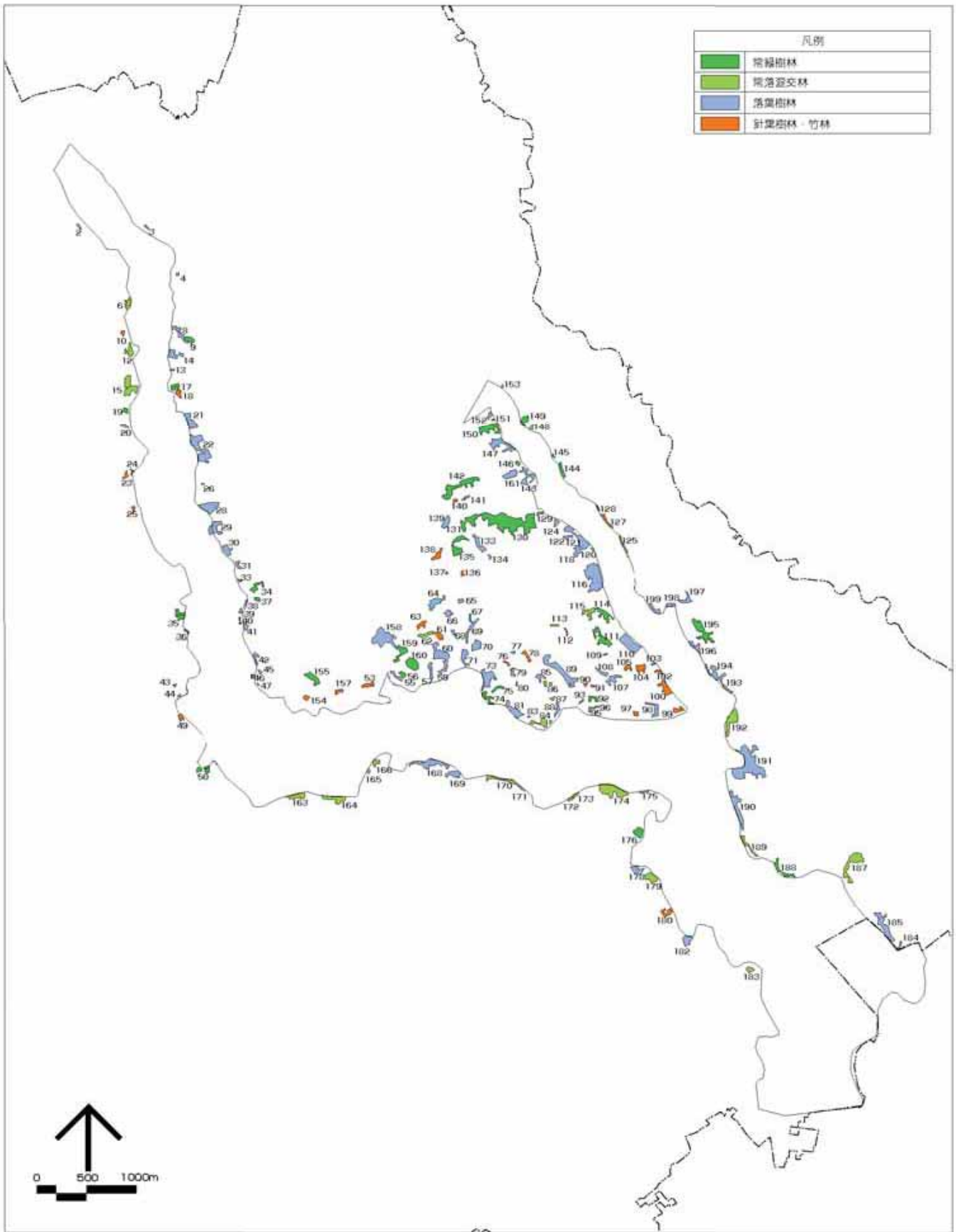


图 - 8 斜面林植生分布 (平成 13 年度 / 斜面林調査)

## ( 2 ) 課題

見沼田圃の歴史・位置づけ・土地利用をはじめとする現況等から、見沼田圃の保全・活用・創造に向けての主な課題は、以下の5項目に整理することができる。

### 1. 「治水・防災」空間の確保

治水機能の確保：

芝川や加田屋川などの河道改修や芝川第1調節池の整備を進め、大雨時の洪水対策に備えるとともに、公共施設等の整備においても遊水機能の確保を図る必要がある。

防災機能の確保：

密集した市街地にはさまれた見沼田圃の西部は、学校等の公共施設、公園、グラウンド等が多く見られることから、都市災害時の広域避難場所や復旧救援基地の役割を提供するとともに延焼の遮断などの防災的機能の確保を図る必要がある。

### 2. 「農業生産の場」の維持

農地の減少への対策：

農地は平成9年度から平成13年度にかけて田が104.1haから96.6haへ、畑が518.3haから421.3haへと大きく減少している(21(7)ページ表-2参照)。農地は、見沼田圃の特性であり、これらに対する対策が必要である。特に新都心の東側や緑のトラスト保全1号地周辺においてその傾向が顕著であるが、市民の森周辺や見沼田圃の中央部(上山口新田～芝川・加田屋川の合流点付近)についても保全策を講じる必要がある。

荒れ地化の進行への対策：

その一方で荒れ地が4年間に75.0haから105.0haへと30ha増加しており、農地が減少している新都心の東側や緑のトラスト保全1号地周辺においてその傾向が顕著に見られる。これは主として畑の荒れ地化であり、公有地化推進事業や農地の管理、荒れ地の自然緑地としての復元なども含めた対策を講じる必要がある。

営農環境の改善：

営農の担い手の高齢化、外国産農産物の市場参入、有機農産物の需要の増加など、営農をとりまく環境が変化してきており、対策を講じる必要がある。

### 3. 「生物の生息空間」の回復

自然生態系の保全・回復：

多様な野生生物の生息空間となっている加田屋地区、緑のトラスト保全1号地や芝川第1調節池周辺は、今後も現状の自然環境を野生生物の生息・生育空間として確保し、生物多様性を増大させる必要がある。一方、東大宮操車場周辺や新都心の東側では、多様な動植物の生息・生育を支える樹林地や水辺といったまとまった生息・育成の場がほとんど無く、その創出が必要である。

湿性環境の復元：

水田の畑地化など、見沼田圃全域での乾燥化が進んでおり、見沼代用水の活用等により、多様な動植物の生息・生育空間となる湿性環境の復元を進める必要がある。

自然緑地や環境保全林として保全：

希少な生物種（ホンドリタチ・ホンドタヌキ・カワセミ・アオダイショウ・トウキョウダルマガエル・スズムシ等）は、身近な生活圏では見られないが、水田や休耕田で確認されている。また、希少な草本類（エビネ・キンラン・ワニグチソウ等）は、公園型管理が行われている樹林や放置された樹林では見られないが、明るい落葉広葉樹林として適正な管理が行われている樹林では、その姿が確認されている。生物の生息・生育空間を確保するために、自然緑地や環境保全林としての適切な保全・復元が必要である。

### 4. 「自然や農業とのふれあいの場」の充実

水とふれあう場の充実：

見沼代用水・雨水の利用、家庭雑排水吐出口の浄化装置により、芝川・加田屋川の水質浄化を進めるとともに、水とふれあう場の充実を図る必要がある。

市民との協働：

公有地化推進事業によるふれあい農園や体験水田、民間の市民農園などの都市型農業の充実、保存緑地の管理における市民参加など、農地や斜面林等の管理において様々な形での市民参加システムを積極的に取り入れ、市民との協働による、自然、農業とのふれあいの場の充実を図る必要がある。

## 5. 田園景観の一体的な保全

都市化の圧力に向けての対策：

高速埼玉東西連絡道路や都市計画道路などの整備により、見沼の田園景観が失われていかないよう、道路沿線の開発規制の強化や生物の移動経路の確保など周辺環境との調和を図っていく必要がある。今後、さいたま新都心や高速埼玉東西連絡道路などの整備が進むにつれ、新都心の東側の地区の市街化調整区域においても、さらに開発圧力が高まる可能性があり、保全に関する施策をさらに強化していく必要がある。

貴重な田園景観の保全：

農地、河川、斜面林が一体となって醸しだす見沼の田園風景を残している場所では、斜面林等の取得や管理を行い、貴重な田園景観の保全を図る必要がある。

## 4. 見沼田圃の将来像

### (1) 基本理念

「見沼新時代」の認識に立ち、  
見沼田圃の自然・歴史・文化を  
市民のかけがえのない環境資産として後世に伝える

「見沼新時代」とは、自然の時代、溜池の時代、田圃の時代に続く、人と自然の共生・都市と自然との共存を意味する新たな段階である。これまでの農業生産が主体であった時代から、次の時代へ。見沼田圃は、農業生産の場を維持しつつ市民共有の環境資産として認識する時代、すなわち「見沼新時代」を迎えた。見沼田圃には、長い歴史に育かれた独自の自然、歴史、文化がある。これらを市民のかけがえのない環境資産として大切に守り育て、後世へと伝えていく必要がある。

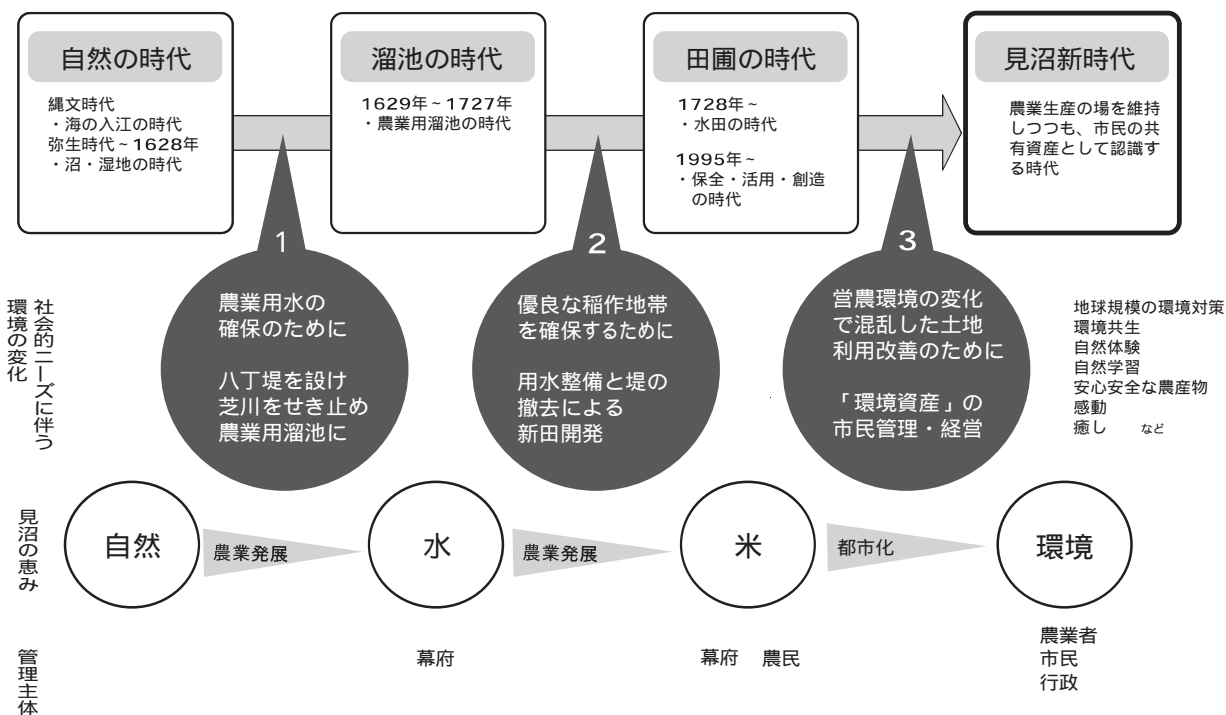


図-9 「見沼新時代」へ

## (2) 基本方針

### 見沼田圃の歴史・文化を未来に伝え生かす

見沼田圃は、海の入江の時代に始まり、沼・湿地の時代、農業用溜池の時代、江戸時代の新田開発を経て現在の姿となった。それぞれの時代の貴重な文化や技術をとどめると同時に、人々の営みと自然との調和を実現した先達の英知と努力の歴史を伝える場となっている。こうした歴史・文化に秘められた人と自然との調和する知恵を未来に伝え生かしていく。

### 様々な緑地形態で一体的な保全・活用・創造を進める

見沼田圃は、首都圏の中に楔状に存在する約1260haの大規模緑地であることから全体を一つの緑地ととらえ、長期的に、農地・公園・斜面林・河川・用水など特性に応じた様々な形態で、その保全・活用・創造を一体的に進める。また、緑地の管理についても、公的なものからNPOや個人にいたる様々な形態で、保全・活用・創造を進めていく。

### 広域的な水と緑のネットワークを形成する

見沼田圃は様々な土地利用が行われており、一団の緑地を形成する地域が見られる一方で、荒地地化や住宅などにより緑が分断されている地域も見られる。このような地域特性に応じて、緑地の保全・回復を図り、見沼田圃全域に広がる水と緑のネットワークの形成を進める。さらに、首都圏レベルにおいても、その規模、自然環境の質の面からも重要なことから、見沼田圃地域内のネットワークにとどまらず、市・県・首都圏域で様々な主体と連携し、広域的な水と緑によるエコロジカルネットワークの形成を図っていく。

### (3) 将来像 水と緑のネットワーク

基本理念・基本方針をうけて、今後の見沼田圃の保全・活用・創造の方向性を示す将来像を水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」(図-10)として提案する。既存の拠点や新たに形成される拠点を緑道、河川・用水、斜面林などで結び、見沼田圃全域さらには市・県・首都圏レベルへと広がる広域的な水と緑のネットワークへと展開していくものである。

#### 1) 水と緑の拠点形成

水と緑の拠点形成を進めていく場として、7つのエリアを設定した。この7つのエリアについては、それぞれの核となる公園・緑地や一団となった土地利用の状況などから「既存の公園・緑地によりすでに拠点が形成されているエリア」「今後の拠点計画を充実し良好な緑地として保全・活用を進めるエリア」「新たに拠点を創出するエリア」の3つに分類することができる。また、それぞれの拠点形成の方向性は以下のとおりである。

- |                |   |
|----------------|---|
| 市民の森エリア.....   | 都市的な土地利用も行われているが、市民の森や市民農園・緑道を核とした緑地を保全・活用しながら、充実を図っていく。  |
| 大宮公園エリア.....   | エリアの大半が既存の公園・緑地によりすでに拠点として形成されている。現況において、屋外レクリエーション利用に対応するオープンスペースとして機能していることから、今後は一層の充実を図っていく。   |
| 新都心東エリア.....   | 都市化の影響を最も受ける地域である。新都心の近くに立地しており、シンボル性が高いことから、他の拠点エリアとのネットワークを図るうえで、自然環境や生態系の回復、防災面、屋外レクリエーション利用に対するオープンスペースの確保に向け、質の高い公的な緑地空間((仮称)セントラルパークなど)として、新たに拠点を創出すべきエリアである。 |
| 中部エリア.....     | 良好な農地として保全・活用を進めるエリアである。一団となった農地と一体的に残された田園景観を生かしながら、(仮称)見山公園構想の検討などにより利用面からの充実も図っていく。  |
| 七里・加田屋エリア..... | (仮称)加田屋公園などの公園・緑地の整備計画を充実し良好な緑地として保全・活用を進めるエリアである。既存および計画中の公園緑地や斜面林を核に、見沼の原風景として保全・活用しながら、農と自然とのふれあいの場としても充実を図っていく。   |

トラスト保全1号地エリア..... 緑のトラスト保全1号地を中心とした整備計画を充実し、良好な緑地として保全・活用・創造を進めるエリアである。斜面林など、良好な自然環境を保全するとともに、野生生物の生息空間としての充実を図っていく。

第1調節池エリア ..... 芝川第1調節池をはじめとする湿地の自然環境の回復を図るエリアである。見沼通船堀公園など見沼田圃の歴史を伝える公園やその他の既存の公園が、屋外レクリエーション利用に対応するオープンスペースを提供しており、自然とのふれあいの場としての充実を図っていく。

## 2) 水と緑の連続性の確保

見沼田圃の緑地は部分部分で分断されているものの、緑道や斜面林、河川や代用水、台地端の湧水・湿地や公有地など、線あるいは点的要素による緩やかなつながりをもって分布している。こうした緩やかな連続性を生み出す要素を高めることで、生物多様性の増大を図り、水と緑のネットワークの強化を進める。

水と緑の連続性を確保する要素の中でも、緑道、用水・河川、斜面林等の樹林は特に重要な要素であり、それらの保全・活用・創造を積極的に図っていく必要がある。また、この水と緑のネットワークは見沼田圃に限らず、緑道、用水・河川、斜面林などから地域外へと広がり、市・県・首都圏域といった広域的な水と緑のネットワーク形成へと展開していく。

見沼田圃の水と緑のネットワークを支える特徴的な2つの軸を次のように設定することができる。

西縁・芝川軸..... 見沼田圃西北部の中央台地に近い見沼代用水西縁・芝川沿いの地域は、市街地に隣接し利便性が高い拠点の連なりである。荒地地等による緑地の分断が見られたり、斜面林の連続性も乏しく、緑道整備も一部にとどまっている。今後は既存施設や斜面林を保全しながら、拠点となる公園・緑地を結ぶ緑道等により市民利用の充実を図っていく。

東縁・加田屋川軸..... 見沼田圃東部の市街地から離れた見沼代用水東縁・加田屋川沿いの地域は、市街地から距離がある比較的自然度の高い拠点の連なりである。斜面林や水田等の湿地性の自然環境が残っており、希少種となる生物も確認されている。今後は現存する自然環境の保全・活用を図り、エコロジカルネットワークや自然とのふれあいの場の充実を図っていく。



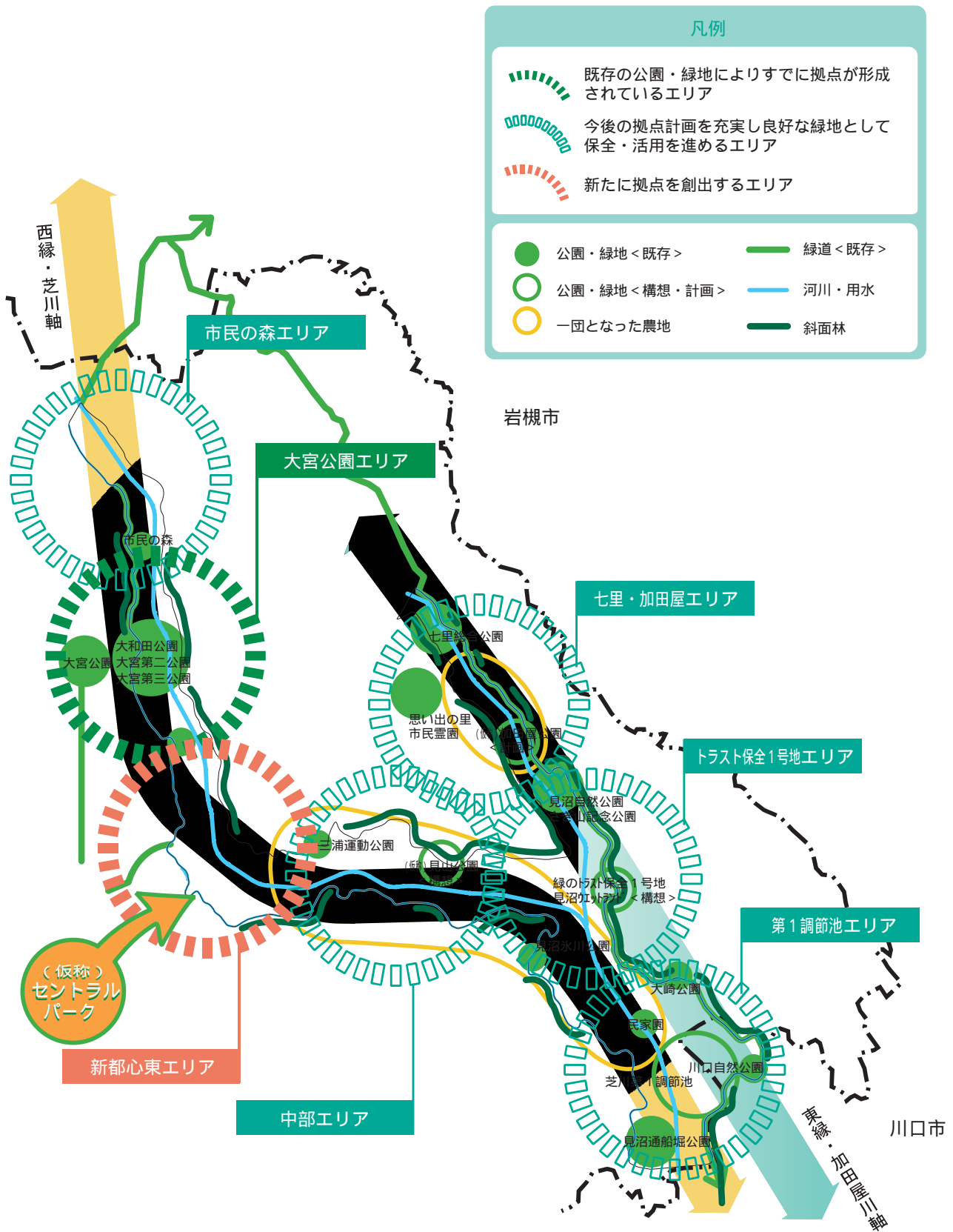


図-10 水と緑のネットワーク

## 5. 実現化方策

見沼田圃の将来像である「水と緑のネットワーク」に向けて、ネットワーク形成を効果的に進める保全・活用・創造の実現化方策を提案する。

### 環境資産の形成

#### 水辺環境の保全・回復

- \* 見沼代用水からの環境用水の導入により、芝川・加田屋川の水辺環境を保全・回復する。
- \* 湿地や水辺の自然植生の保全・復元を進める。
- \* コンクリート護岸から自然護岸への復元を進める。

#### 斜面林の保全

- \* 見沼代用水とあわせた景観形成や低地における森づくりなどにより、緑の連続性の確保を図る。
- \* 緑地公園の整備や自然緑地指定の推進、県の公有地化事業の対象の拡大により、環境保全林としての保全・回復を図る。
- \* 市街化区域における斜面林の相続税負担を軽減する。

#### 農地の保全

- \* 生産受委託の促進や県の公有地化事業などにより、農地の保全を図る。
- \* 農薬の抑制など環境保全型農業の具体化を進める。
- \* 農業公社の設立などによる新たな運営・管理手法を検討する。
- \* 研修・指導体制の効果や生産者の連携など後継者づくりを支援しその強化を図る。
- \* 消費者団体や流通との連携により、安心・安全な農産物の供給を市民が支える新たな農業振興を進める。

#### 自然環境調査の実施

- \* 5年毎に植生、動物相などの自然環境について調査を実施する。
- \* 市民の参加による調査も同時に行い、関心の喚起と具体的な活動への参加、情報の充実を図る。

### 拠点・核の形成

#### 拠点となる既存及び計画の公園・緑地の整備

- \* 大宮公園、大和田公園、市民の森などの既存の公園・緑地及び、(仮称)加田屋公園、(仮称)見山公園などの計画公園・緑地の充実を図る。
- \* 生態系の保全・再生や市民スポーツの場の整備など社会的ニーズに合った保全・改修を進める。
- \* 芝川第1調節池は本来の治水機能に加え、生態系への配慮や市民レクリエーションの場としても活用できるよう、関係機関への要請と協力を行う。

#### 核としての（仮称）セントラルパークの整備

- \*（仮称）セントラルパークは、新都心東エリアに水と緑のネットワークの核として整備する。
- \*「見沼新時代」のシンボルとして、見沼田圃と市民をつなぎ、保全・活用・創造を先導する。
- \*他の公園・緑地との連携や役割分担にも配慮し計画・整備を進める。

## ネットワークの形成

#### 広域的なエコロジカルネットワークの形成

- \*生物の生息環境となる大規模で多様性に富んだ緑地空間を保全・再生する。
- \*生物の移動経路となる斜面林や用水・河川など連続性のある自然環境を保全・再生する。
- \*農地や用水・河川・水路などを保全・活用し、それらを主体としたネットワークの形成を図る。
- \*荒地や不耕作地などの自然緑地としての保全・活用を図る。

#### 公園・緑地等のネットワークの形成

- \*見沼田圃及びその周辺地域の特色を生かした新たな公園・緑地等の整備を進める。
- \*既存の公園・緑地等の個々の特徴を活用・連携し、緑道等によるネットワークの形成を図る。

#### 歩行者・自転車ネットワークの形成

- \*見沼田圃を周遊する緑道・サイクリングロード・レンタサイクル・休憩所の整備を進める。
- \*地域外から見沼田圃へのアクセスの整備・充実により広域的なネットワークの形成を図る。
- \*川口市から利根大堰に至るヘルシーロードのネットワークとしての有効活用を図る。
- \*芝川・見沼代用水・見沼通船堀に舟運による市民レクリエーションの創出を進める。

## 市民活動・市民協働の場とシステムの形成

#### 市民活動・学習の場の形成

- \*自然観察会など市民が見沼田圃の自然とふれあう活動・学習の拡大・充実を図る。
- \*史跡見学会など市民が見沼田圃の歴史・文化とふれあう活動・学習の拡大・充実を図る。
- \*市民農園・福祉農園・体験水田など市民が見沼田圃の農とふれあう活動の拡大・充実を図る。
- \*学習農園やピオトープなど子供達の環境学習の場の拡大・充実を図る。

#### 市民協働の場の形成

- \*ボランティアなど市民協働による（仮称）セントラルパークの管理・運営を実施する。
- \*ボランティアなど市民協働による斜面林の維持管理活動の拡大・充実を図る。
- \*見沼通船堀など歴史・文化の再生及び顕在化のための整備や市民協働の支援を進める。

#### 環境管理・経営システムの形成

---

- \* 環境管理の技術修得、指導者の育成のプログラムを実施する。
- \* 環境管理・経営を支える基金を創設する。
- \* 市民活動・市民協働をサポートするシステムや情報ネットワークを構築する。
- \* 市民活動・市民協働の交流を進める拠点を設置する。

### 庁内体制の充実と関連機関との連携

---

#### 庁内体制の充実

---

- \* 見沼田圃の保全・活用・創造に向けて、企画調整、公園、都市計画、農政、河川、環境など関連部局との調整を行うために、総合調整部局を新設する。
- \* この総合調整部局は、市民と行政とを結ぶ支援窓口とする。
- \* 見沼田圃の環境資産形成に向けて、土地利用規制・誘導の実行性をより高めるため条例化を進める。

#### 国、県及び川口市との連携

---

- \* 首都圏レベルの都市計画や自然再生計画との調整・連携を図る。
- \* 国営公園化など、国・県との連携と調整を進める。
- \* 構造改革特区制度の導入による事業推進を進める。

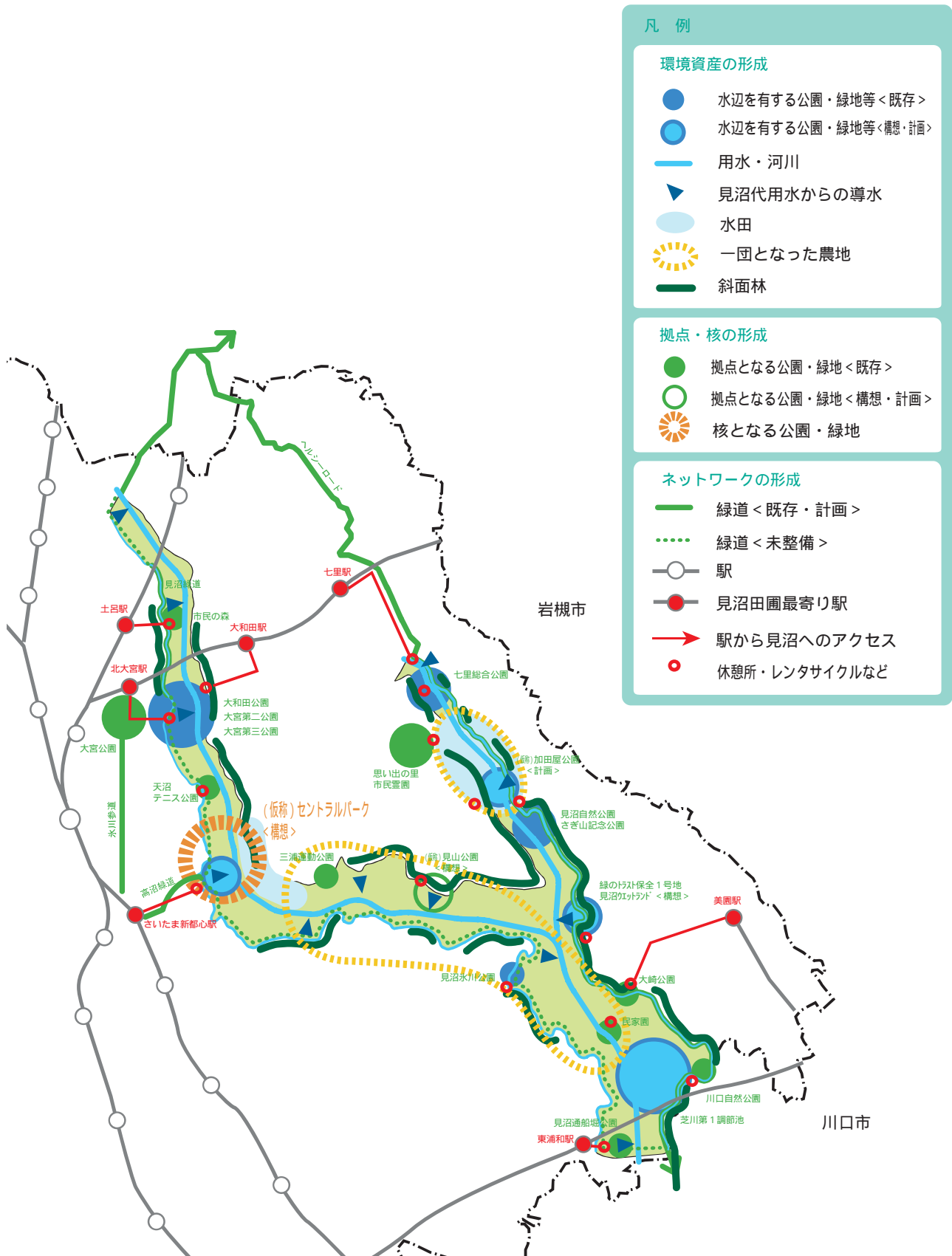


図-11 実現化方策の展開例

## 第2章 セントラルパーク基本構想

## 1. 計画条件の整理

---

### (1) 計画の目的

本市では「見沼田圃の保全・活用・創造」を主要施策のひとつに位置づけ、その実現に向け「見沼グリーンプロジェクトの推進」を主要事業に掲げている。(仮称)セントラルパークは、この「見沼グリーンプロジェクトの推進」の核となる事業であり、見沼田圃全体の将来像を見据えながら、先導的に実施する具体化方策である。見沼田圃の自然を再生し、自生する貴重な植物や希少な野生生物の保護に努め、市民のオアシスとなる緑の拠点の形成を目指すと同時に、合併記念のシンボル事業として特色ある公園を整備していくものである。

### (2) 計画エリアの選定

(仮称)セントラルパークの計画地は、保全・活用・創造の方向性を踏まえ、水と緑の拠点形成において「新たに拠点を創出するエリア」である「新都心東エリア」を選定した。

このエリアは見沼田圃の中でも最も都市化の影響を受けやすい地域であり、荒れ地の増加が著しく、質の高い一団となった公的緑地空間の確保などによる早急な対応が望まれる地域である。また、本市のほぼ中心に位置し、合併記念としてのシンボル性が最も高い立地であること、見沼田圃全体の水と緑のネットワークの核としての機能が十分期待できることから、整備効果が最も高いと考えられる。

### (3) 計画エリアの現況

(仮称)セントラルパークの計画エリアとして選定した「新都心東エリア」の現況は以下の通りである。



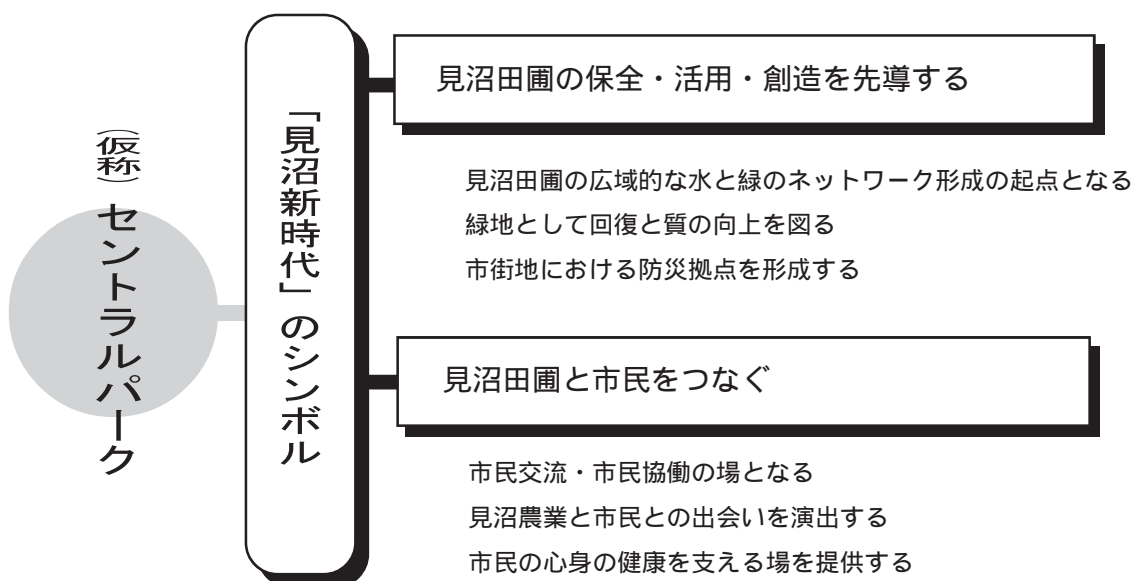
図-12 新都心東エリアの現況



## 2. 基本的考え方

---

(仮称)セントラルパークは、「見沼新時代」としてとらえた見沼田圃の新たな保全・活用・創造や市民と見沼田圃の新たな関係を象徴する「『見沼新時代』のシンボル」ということができる。(仮称)セントラルパークは「『見沼新時代』のシンボル」として、市民とともに現在の環境を保全・回復しつつ、より良い環境にしていく、すなわち「環境資産」の価値を高めていくことに重点をおき、その形とシステムを提示するものである。



## (1)(仮称)セントラルパークの役割

### 見沼田圃の保全・活用・創造を先導する

(仮称)セントラルパークは、見沼田圃の保全・活用・創造を図る核となる事業である。また、具体的モデル地区として、見沼田圃全域約1260haの段階的保全・整備を先導するとともに、エコロジカルネットワークを意図した水と緑のネットワーク形成を図る核として、それを先導するものである。

#### 見沼田圃の広域的な水と緑のネットワーク形成の起点となる

(仮称)セントラルパークは、宅地化・荒れ地化などにより緑地の断片化が進む見沼田圃において、その一体的な保全・活用・創造にむけた緑地の保全・回復、新たな緑地の創造、緑地間の連携の強化など、エコロジカルネットワークを意図した水と緑のネットワークの形成のモデル地区であり、それらを束ねる核としていくものである。

#### 緑地として回復と質の向上を図る

(仮称)セントラルパークは、見沼田圃全体の環境改善に先導的に取り組む場とする。具体的には、荒れ地化の進行、湿性環境の減少や水辺環境の悪化、斜面林の減少などが進んでいる地区において、見沼田圃の原風景である田園景観の保全、自然環境の復元、生物多様性の増大、水田・用水・河川・斜面林などの一体的な保全・回復を図る。

#### 市街地における防災拠点的形成する

(仮称)セントラルパークの計画地である新都心東エリアは、見沼田圃の中でも特に市街地に隣接した地区であり、治水能力の保持・向上、市街地を分断する延焼遮断帯の形成、既存の防災センターや病院などと連携した防災拠点の形成を図る。

## 見沼田圃と市民をつなぐ

(仮称)セントラルパークは、平成13年5月の浦和・大宮・与野の3市合併記念のシンボル事業として整備されるものである。本市のシンボルとして、また100万市民の心をつなぐ市民融和の象徴として集い交流する場、積極的に関わる場を提供していく。

### 市民交流・市民協働の場となる

(仮称)セントラルパークは3市合併を記念する事業であり、100万市民が集い交流する市民融和のシンボルとなる拠点として整備するものである。また、公園づくりからその後の管理・運営などにおける積極的な市民参画プログラムを実践し、エコロジカルネットワークを意図した保全・活用・創造の取り組みを見沼田圃全域へ進めていく拠点として形成を進める。

### 見沼農業と市民との出会いを演出する

見沼田圃は江戸時代から続く歴史的価値の高い農地があり、水田・湿地・畑・見沼代用水・河川・斜面林といった田園景観、農業をとりまく文化・歴史が残るさいたま市の原風景である。(仮称)セントラルパークでは、見沼田圃全体におけるこうした動きの中で、農にまつわる見沼の歴史・文化を後世に伝え生かしていくため、農を通じた市民交流や見沼農業の情報発信拠点として、市民と見沼農業との出会いの場を提供する。

### 市民の心身の健康を支える場を提供する

(仮称)セントラルパークは、都市近郊の広大なオープンスペースともいえる見沼田圃の中で、グラウンドや公園・緑地、緑道やサイクリングロードなどの既存の施設との連携を図りながら、市民の心身の健康を支える日常的なスポーツやレクリエーションの拠点として、市民スポーツの場、自然とのふれあいの場、散策やサイクリングの場、広場やせせらぎなど身近な憩いの場を整備する。

## (2) 候補地の選定

現況土地利用における農地や荒地などの分布、公共施設や公園などの配置状況から、概ねの候補地の選定を行った。選定にあたっては、以下の3点に考慮し、緑地・オープンスペースとしての一団性が確保でき、(仮称)セントラルパークの整備に適した場所として図-13に示す部分を候補地とした。

一団となったまとまりのある農地は、既存の土地利用の保全を前提とし、農地が減少し荒地化している場所を積極的にとりいれる

既存の公園・緑地、大原競技場などの活用可能な土地利用は、積極的にとりいれる

小中学校の緑化や高速道路高架下のピオトープ整備など、公共施設や新たな緑地の整備計画などは積極的に活用する

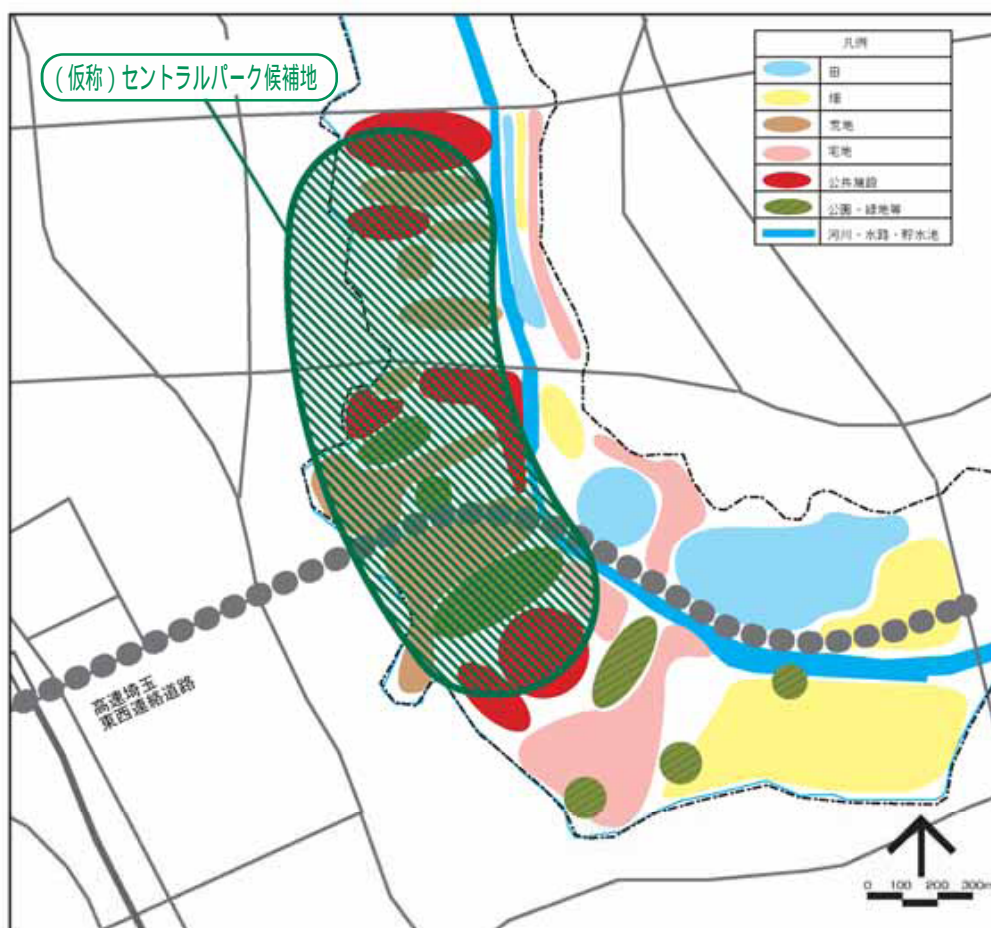


図-13 (仮称)セントラルパーク候補地

### 3. 具体化の方向

(仮称)セントラルパークの役割をうけて、その具体化の方向を以下のように例示的に提案する。(仮称)セントラルパークの具体化に当たっては、これらが十分生かされるよう期待する。

#### 環境資産としての「セントラルパーク」

(仮称)セントラルパークは、見沼田圃における保全・活用・創造の象徴、水と緑のネットワークの核となるのはもちろんのこと、市民の様々な活動を支える多様性に富んだ公園である。見沼田圃を、市民のかけがえのない環境資産として生かす先導的取り組みの一つといえる。

##### エコアップの推進

- \* 自然地向への回復 ... 荒廢地の自然再生
- \* 斜面林の保全・再生 ... 既存林を保全し新たな森づくりによる連続性の確保
- \* 生態系の保全・再生 ... 生物多様性を支える環境の質の保全・再生
- \* 景観の再生 ... 樹林地に囲まれ、緑ある自然環境の整序

##### 見沼に広がる水網の再生

- \* 多様な湿性環境の回復 ... 池・沼・水田などの湿性空間の回復
- \* 見沼代用水の導水 ... 見沼代用水からの導水による湿性環境の創出
- \* 自然護岸の再生 ... 見沼代用水・芝川の自然護岸の再生による生き物生息空間の確保

##### 人と自然のふれあい空間

- \* 水辺の生き物とのふれあい ... 池・用水・河川など水辺域の魚・両生類を中心としたふれあい空間の確保
- \* 樹林・農地の生き物とのふれあい ... 陸域のほ乳類、鳥類等を中心としたふれあい空間の確保
- \* 天体など地球規模のふれあい ... 流星、月見など無機質な自然とのふれあい空間の確保

##### 見沼田圃ショールームの展開

- \* 見沼文化の展示 ... 見沼の農文化・用水など水循環の展示による伝承
- \* 見沼文化の学習 ... 見沼の功勞者・関係者の功績等の顕在化
- \* 見沼農業のPR ... 直売所や農業祭などを通じた農と市民との交流
- \* 見沼農業の体験 ... 市民農園などによる見沼農業の体験

##### 都市におけるオープンスペースの提供

- \* 多様な市民が集い交流する場 ... 全市的な催し物・フリーマーケットなどの交流の場の確保
- \* 市民の心身の健康を増進する場 ... 散策、軽運動、スポーツ、サイクリング、遊びの場の確保
- \* 市民の多様な表現の場 ... 音楽・美術・環境芸術など芸術文化活動の場
- \* 災害時の防災空間 ... 避難・復旧・救援拠点の充実

## 環境マイスターとしての「市民」

(仮称)セントラルパークは、3市合併のシンボル事業であり、100万市民の心をつなぐ市民融和の象徴である。ここでは市民が主役となって、共有の環境資産である見沼田圃について学習し、技術向上を図り、様々な活動を通して、環境マイスターとして環境管理・経営を担う。

### 環境管理技術のインキュベーター

- \* 環境マイスターの養成 ...市民協働による環境管理・経営の学習プログラムの実施
- \* 市民協働環境管理・運営の実践 ...協働による湿地環境の回復の実践
- \* 芸術家の支援活動 ... 見沼田圃の環境に触発された音楽・美術・演劇など様々なジャンルの芸術家への支援

### 環境学習プログラムの実施

- \* 自然環境学習プログラム ...水辺などの生態系を学ぶプログラム
- \* 農文化環境学習プログラム ...農業、土木技術の歴史を学ぶプログラム
- \* 歴史環境学習プログラム ...人と自然が共生した見沼の歴史を学ぶプログラム

### 市民交流プログラムの実施

- \* 「さいたま」の市民交流 ...100万市民の心をつなぐイベントの開催
- \* 見沼田圃を介した市民交流 ...見沼田圃にまつわる学習・活動を通じた市民交流
- \* 見沼田圃をフィールドにした芸術活動 ...野外音楽会、環境芸術祭、ワークショップの開講

### 見沼田圃インフォメーション

- \* 情報発信拠点 ...多様な市民活動の拠点・フィールドの確保
- \* 情報の受発信 ...市民の情報受発信システムの整備
- \* 自然環境情報の蓄積・活用 ...首都圏レベルの自然環境情報の蓄積と公開

### 市民主体の環境管理・経営組織の構築

- \* NPO等市民団体ネットワークの形成...協議会の結成、共同企画プログラムの実践
- \* 環境管理・経営組織の形成 ...NPO、農家など様々な市民による組織づくり
- \* 環境管理の実践 ...ワーキングホリデイプログラムの具体化





資料編



## 資料 1 : 見沼グリーンプロジェクト研究会等の経緯

- 第 1 回 見沼グリーンプロジェクト研究会 平成 13 年 11 月 13 日 (火)  
< 議題 >  
・会長選出について  
・見沼田圃保全・活用・創造方策検討調査の概要について  
・見沼田圃の現況について  
・見沼田圃の将来像及びセントラルパーク構想について
- 第 1 回 見沼田圃ワークショップ 平成 13 年 11 月 18 日 (日)  
「見沼田圃南部を歩く」
- 第 2 回 見沼田圃ワークショップ 平成 13 年 12 月 9 日 (日)  
「見沼田圃中部を歩く」
- 第 3 回 見沼田圃ワークショップ 平成 14 年 1 月 27 日 (日)  
「見沼田圃北部を歩く」
- 第 2 回 見沼グリーンプロジェクト研究会 平成 14 年 2 月 19 日 (火)  
< 報告 >  
・第 1 回研究会の主な論点と意見について  
・見沼田圃ワークショップについて  
< 議題 >  
・見沼田圃の現況と課題について
- 第 3 回 見沼グリーンプロジェクト研究会 平成 14 年 5 月 31 日 (金)  
< 報告 >  
・第 2 回研究会の主な論点と意見について  
・平成 13 年度のまとめについて  
< 議題 >  
・平成 14 年度調査の概要について  
・セントラルパーク構想について  
・アイデア募集について
- アイデア募集 作品応募開始 平成 14 年 7 月 15 日 (月)
- 第 4 回 見沼グリーンプロジェクト研究会 平成 14 年 8 月 26 日 (月)  
< 報告 >  
・第 3 回研究会の主な論点と意見について  
・見沼田圃の将来と(仮称)セントラルパークの整備エリアについて  
< 議題 >  
・(仮称)セントラルパークについて  
・アイデア募集およびシンポジウムについて
- アイデア募集 作品応募締切 平成 14 年 8 月 30 日 (金)

アイデア募集 公開審査会 平成14年10月26日(土)  
(会場:さいたま新都心8番館)

第5回 見沼グリーンプロジェクト研究会 平成14年12月3日(火)

<報告>

- ・第4回研究会の主な論点と意見について
- ・アイデア募集の結果について
- ・「夢ある見沼」シンポジウムについて

<議題>

- ・中間提言の骨子について
- ・(仮称)セントラルパークの整備の方向性について

「夢ある見沼」シンポジウム 平成15年1月18日(土)

(会場:大宮ソニックシティ小ホール)

- ・アイデア募集表彰式
- ・「見沼田んぼものがたり」(大牧小学校、土呂中学校による発表)
- ・基調講演「見沼田んぼ・(仮称)セントラルパーク」講師:田畑貞寿
- ・パネルディスカッション

【テーマ】

「見沼田んぼの将来と(仮称)セントラルパーク 夢を形にするために」

コーディネーター:須磨佳津江(キャスター)

アドバイザー:田畑 貞寿(見沼グリーンプロジェクト研究会会長・千葉大学名誉教授)

パネリスト:内田 貞治(さいたま農業協同組合会長理事)

島田由美子(見沼ファーム21代表)

タケカワユキヒデ(本市出身の音楽家)

三浦 匡史(都市づくりNPOさいたま)

参加総数 約350名

第6回 見沼グリーンプロジェクト研究会 平成15年2月18日(火)

<報告>

- ・第5回研究会の主な論点と意見について
- ・「夢ある見沼」シンポジウムについて
- ・中間提言書に対する意見について

<議題>

- ・提言書について

提言書「見沼新時代へ」市長へ提出 平成15年3月6日(木)

## 資料 2 : 見沼グリーンプロジェクト研究会設置要綱

### 見沼グリーンプロジェクト研究会設置要綱

#### 第 1 趣旨

この要綱は、見沼田圃の保全・活用・創造の方策等について調査、研究を行う見沼グリーンプロジェクト研究会(以下、「研究会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 構成

研究会は、次に掲げる 11 人以内の委員をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 農業者及び農業関係団体を代表する者
  - (3) 見沼田圃の保全・活用・創造に資する活動を実施している団体
- 2 埼玉県、川口市はオブザーバーとして参加する。

#### 第 3 任期

委員の任期は、平成 14 年度末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第 4 所掌事項

研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 見沼グリーンプロジェクトの推進についての研究に関する事項
- (2) その他研究会に必要な事項

#### 第 5 会議

- 1 研究会は、必要に応じ随時開催する。
- 2 研究会は、会長が招集する。

#### 第 6 会議の公開

研究会の会議は、原則として公開とする。

#### 第 7 会長

- 1 研究会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は、研究会の会議の進行をつかさどり、研究会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

#### 第 8 事務局

研究会の事務局は、さいたま市総合政策部企画調整課に置く。

#### 第 9 その他

この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 13 年 9 月 27 日から施行する。

### 資料3：見沼グリーンプロジェクト研究会の構成

会 長 田畑 貞寿（千葉大学名誉教授）  
会長代理 窪田 陽一（埼玉大学教授）  
委 員 内田 貞治（さいたま農業協同組合会長理事）  
委 員 小野 達二（さいたま市みどり愛護会会長）  
委 員 島村建一郎（さいたま市農業委員会会長） ~ H 14.4  
委 員 島崎 清一（さいたま市農業委員会会長） H 14.5 ~  
委 員 島田由美子（見沼ファーム21代表）  
委 員 須原 浩子（インテリアコーディネータ）  
委 員 須磨佳津江（キャスター）  
委 員 松本 暁司（埼玉県サッカー協会会長）  
委 員 村上 明夫（見沼田圃保全市民連絡会代表）  
委 員 渡辺 一郎（見沼土地改良区理事長）

オブザーバー 埼玉県 総合政策部土地水政策課  
埼玉県 県土整備部都市整備公園課  
埼玉県 県土整備部県土づくり企画課  
川口市 企画財政部総合政策課  
川口市 都市計画部みどり課  
首都高速道路公団 埼玉工事事務所工事調整課

さいたま市 経済部農政課  
さいたま市 都市計画部都市計画課  
さいたま市 都市計画部公園みどり課  
さいたま市 農業委員会事務局

事 務 局 見沼グリーンプロジェクト研究会事務局  
(さいたま市 総合政策部企画調整課)

## 資料4：市民意向のまとめ

### (1) 見沼田圃ワークショップ・アンケートから

#### 1) 将来像を考えていく上で大切にしたいこと

- ・隣接する斜面林や屋敷林を保全し、林と一体的に考えていくこと
- ・用水や河川の環境を保全・修復し、水辺と一体的に考えていくこと
- ・池や湿地など特有の自然環境を保全し、生態系に配慮していくこと
- ・農地を保全し、農業的環境を活かしていくこと
- ・不耕作地や荒地などを積極的に活用し、景観の改善を目指していくこと

#### 2) セントラルパーク構想へのアイデア

##### 今ある自然や風土を活かす

- ・今ある自然や風土（水辺・農地・斜面林など）を活かしては？
- ・既存の土地利用形態（農地など）を活かしながらの公園整備を実施しては？
- ・いかにも「公園」というのではない、自然型・自然共生型の公園として整備しては？

##### 見沼田圃全体で考える

- ・見沼田圃全体の環境整備事業の核としてのセントラルパークにしては？
- ・将来的には1260 ha 全域をセントラルパークにしては？
- ・緑道や遊歩道を見沼田圃全域に広げ、水・緑・市民利用をネットワーク化しては？

##### 市民参加・市民参画でつくる

- ・計画段階からの市民参加・市民参画による整備を行っては？
- ・整備後は市民参加・市民参画による持続的な管理・運営を実施しては？
- ・市民と地権者との交流の場、市民と営農者の交流の場にできないか？

## (2) わたしが描く見沼田圃の将来(仮称)セントラルパーク アイディア募集から

### 1) アイディア募集の概要

応募総数： 小・中学生の部 213点 一般の部 75点

審査方式： 公開形式による

審査員： 会長 田畑 貞寿(千葉大学名誉教授)  
会長代理 窪田 陽一(埼玉大学教授)  
委員 内田 貞治(さいたま農業協同組合会長理事)  
委員 小野 達二(さいたま市みどり愛護会会長)  
委員 島崎 清一(さいたま市農業委員会会長)  
委員 島田由美子(見沼ファーム21代表)  
委員 須原 浩子(インテリアコーディネータ)  
委員 須磨佳津江(キャスター)  
委員 平井 弘治(市民委員)

### 2) 作品の概要および審査総評

#### 小・中学生の部

小・中学生の部の作品の中には、多くの生きもの達が登場します。最優秀賞の金子さんの作品は、人と見沼の自然(生きもの)とのふれあいが大変よく描かれています。優秀賞の永澤さんの作品は、シラサギやザリガニといった見沼田圃の特徴と自然保全への強い意志がしっかりと表現されています。同じく優秀賞の園田さんの作品は、自然エネルギーの活用と循環型公園の発想が評価されました。佳作の4点を含めたいずれの作品も、豊かな自然と人とのふれあいが未来の見沼として実に楽しく描かれています。

#### 一般の部

一般の部は、イメージとコンセプトの大きく2つの作品傾向が見られました。最優秀賞の月岡氏の作品は、水に徹した発想が21世紀型パークの提案として評価されました。優秀賞の礒部氏の作品は市民に夢を与える取り組みの数々が見沼全体にちりばめられ、同じく優秀賞の都市づくNPOさいたまの2作品は、見沼水網再生計画という水からの自然再生と、見沼田圃環境創造特区の手法が評価されました。佳作の4点も含め、見沼全体あるいは更に広域的なネットワークの形成とその核としての(仮称)セントラルパークのあり方が描かれています。

## 資料5：用語解説

### インキュベーター

インキュベート (Incubate) は卵を抱く、卵をかえす意味であることから、インキュベーター (Incubator) は孵卵器のこと。関心のある市民や団体に対し、技術指導や活動支援により市民活動への参加や機会を与える施設や機関のこと。

### エコアップ

和製英語であるエコロジカル・レベルアップの略語。生物の生息環境づくりなど自然環境の改善 (保全・復元・創造) を行い、地域の環境の魅力の増加、活性化を図ることを言う。開発事業の際に現存する自然をできるだけ保全したり、既に人工的な環境の改変が行われているところをより自然度の高いものとなるよう改善するといったことが挙げられる。

### エコロジカルネットワーク

都市の生態系の回復を図るため、都市全体を対象に、生きものの生息・生育空間として重要な緑を核として、都市内に点在する緑をネットワークするシステムのこと。

### 環境マイスター

マイスター (Meister) はドイツ語で名人、職匠、大家、巨匠、親方、師匠、マエストロのこと。市民協働により進められる見沼田圃の保全・活用・創造において、環境資産の管理・経営に関する技術やノウハウを修得し、主体的に活動する市民を示す。

### ビオトープ

ビオトープはドイツ語の「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Top の合成語で、「野生動物植物の生息する空間」を意味する。もともとは、地理的区分の最小単位を決める過程で生まれ、特定の生物が生存できる環境条件を備えた一定の空間を示す概念だった。今日では、生態系としての、森林や川、池、沼、湿地、草地、雑木林などの総称としても使われる。

### ワーキングホリデー

日時、期間、作業内容、費用の負担・人数などについて環境管理活動の内容を示し、それらと活動・参加を希望する市民とを結びつけるプログラム。

### ワークショップ

もともとは工房や仕事場という意味。経験や立場、年齢の異なる様々な人々が参加し、共通の組織の枠を超えた参加者の共同作業のなかから、ある成果を創造する行為、活動をいう。芸術分野における共同制作や、まちづくりにおける意見交換や相互理解の手法として用いられる。







### 夢ある見沼

このキャラクターは見沼の歴史を象徴する竜、自然を象徴するシラサギ、そして私たち人間の「共生」を表しています。